

平成21年2月10日
市民参画課
内線 2220

**奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会の中間報告
「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（素案）」に対する意見募集と
意見交換会について**

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）」検討委員会の中間報告がまとまりました。そこで、多くの方の意見を踏まえてさらに検討を進めるために、広く市民の皆様からの意見を募集します。

また、直接市民の皆様から意見を頂くために「意見交換会」を開催します。

意見の募集

1. 意見募集の対象

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（素案）
（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会の中間報告）

2. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（素案）の趣旨・概要

この条例は、市民の皆様への参画を得、協働しながらまちづくりを進めるにあたり、互いの役割分担を明確にし、市民参画及び協働の体制のさらなる充実を図るために制定するものです。

この条例（素案）では、市民公益活動の推進を図るため「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置」、また、この条例（素案）に基づく取組を具体的に推進していく仕組みとして「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」及び「市民参画及び協働によるまちづくり審議会」について規定しました。

3. 意見募集の期間

平成21年2月2日（月）～2月27日（金）消印有効

4. 意見を提出できる個人及び団体

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所を有するNPOまたはNPO法人、市内に事務所を有する事業者

5. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（素案）の公開場所

素案は、市役所情報公開課及び市民参画課で公開・配布しています。なお、市ホームページ（<http://www.city.nara.nara.jp>）で閲覧・ダウンロードできます。

6. 意見の提出方法

表題に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（素案）に対する意見」と明記し、意見、住所、氏名、電話番号（団体の場合は団体の名称・所在地・電話番号）を記載し、市役所市民参画課へ郵便又は信書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見の提出にあたっては、次の点にご注意ください。

